

**意見検討結果一覧表**  
 （案名：ひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）（素案））

番号	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
1	<p>P1「心の醸成」P12「心のバリアフリー」など「ひとづくり」の具体策が少ないと思う。</p> <p>車いす等に必要なスロープも、介助者が必ず必要で、自走では利用できないのが、今のバリアフリーだ。</p> <p>ハードのものづくりに傾倒しがちなUDに、人的な「心」「ひとづくり」にもっと力を入れて欲しいと思う。高齢者、障がい者が一人で外出しやすい街、声を掛けてくれる県民が多い、心のバリアフリーが当たり前の街を願う。</p>	<p>「ひとづくり」については、お互いを尊重し、支え合う心の醸成を推進するため、〈8具体的な推進方向(1)ひとづくり〉において、〈①意識啓発の促進〉では、多様な人を理解し、困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行うこと等、〈②学ぶ機会の充実〉では、子どもの頃からの障がいについて学ぶ教育の場の拡充等、〈③人材・組織の育成〉では、人材育成のための研修や行政職員の理解促進に向けた研修等の取組を進めているところであり、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
2	<p>障がい者用トイレについて、おむつ交換台を広げたままになっており、車いす使用者が使用できない場合があり、使用する方に配慮した使い方について、広報してほしい。</p>	<p>障がい者用トイレについては、目的を理解し適正利用を促進することが重要であることから、〈8具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉において、障がい者等に配慮した設備の目的やあり方などの理解が広がるよう周知を図ることとしており、特に障がい者用設備が設置されている多機能トイレについては、多様な利用者の円滑な利用を促進するためのあり方について、周知を図ることとしています。</p>	C（趣旨同一）
3	<p>例えば、トイレにある荷物をかけるフックの場所が高すぎるなど、使用が困難又は不可能な場所や向きに設置されていることがあり、適切に想定した設計、設置がなされるよう周知を図るべき。</p>	<p>多様な利用者に配慮した設備整備については、実際に利用する方のニーズを把握することが重要であることから、〈7推進の基本的視点〉において、多様な利用者の参画促進を盛り込み、〈8具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉において、県民や事業者によるひとにやさしいまちづくりに対する理解を深めるための研修会等を開催することとしています。</p>	C（趣旨同一）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
4	<p>車いす利用者用駐車区画について、事前予約が必要な場所や介助者が同行する場合は使用不可とされている場所がある。予約不要で、介助者がいても使用できるようにしてほしい。</p>	<p>障がい者用駐車区画については、目的を理解し適正利用を促進することが重要であることから、〈8 具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉において、障がい者等に配慮した設備の目的やあり方などの理解が広がるよう周知を図ることとしています。</p>	C（趣旨同一）
5	<p>平成 30 年度のモニターアンケートにおいて、復興まちづくりに期待することとして、「防災・減災」を重要とする調査結果が無視されている。</p> <p>ユニバーサルデザインの概念には、本来「防災・減災」の発想が存在していない。</p> <p>「防災・減災」をもとに、ゼロベースで一から作成し直すべき。</p>	<p>本推進指針は、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現を目指すものであり、「防災・減災」については「いわて県民計画（2019～2028）」などに定めています。</p> <p>なお、本推進指針では、〈8 具体的な推進方向(2)まちづくり①まちづくり全体〉において、復興まちづくりについて、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりが行われるよう、引き続き市町村への助言や支援を行うこととしており、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
6	<p>公共交通機関（特に電車）では、事故などによる急な運休等について、音声のみで案内され、聴覚障がい者は、状況が分からないことがある。</p>	<p>交通施設における案内情報については、情報提供の方法が十分でなく、必要な情報が得られない場合があることから、〈8 具体的な推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉において、音声案内・表示装置等の整備について、交通事業者に対して働きかけ、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが利用しやすい公共交通機関の整備を目指すこととしています。</p>	C（趣旨同一）
7	<p>(2)まちづくりの⑤住宅について、「温熱環境上のバリアフリー」の技術者の養成とは具体的にどのようなことか。</p>	<p>県では、高齢者及び障がい者が、安心して快適に住むことができる住まいづくりを行えるように、温熱環境上のバリアフリーに係る内容など県が定めた要件に適合する、民間団体等が実施する講習を指定するとともに、講習受講者の公表により受講者の増加を図っています。</p>	F（その他）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
8	観光のバリアフリーについては、当県は、どのような状況なのか。	<p>本県においても、多数の観光施設において車いす対応の客室・多目的トイレ等の設置などのバリアフリー化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、岩手県観光協会においては「いわてバリアフリー観光情報案内所」を設置するなど、こうしたバリアフリーに対応した観光施設の、観光客向けの情報発信に取り組んでいるところです。</p>	F（その他）
9	外国人への多言語等による情報発信について、例えば災害時の情報提供の表示やツールの統一化を図ってほしい。	<p>外国人への多言語等による情報発信については、〈8具体的な推進方向(4)情報発信①情報発信方法の工夫〉において、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難できるよう、多言語や、やさしい日本語による案内表示、災害情報の発信に努めることを盛り込み、この取組の一環として、例えば一般社団法人自治体国際化協会が作成・公開している災害時多言語表示シートの活用促進等に取り組むこととしています。</p>	C（趣旨同一）